

寒川文書館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 6 月 15 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第16号

寒川文書館管理運営規則の一部を改正する規則

寒川文書館管理運営規則(平成18年寒川町規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条」を「第6条」に改める。

第5条第1項を次のように改める。

文書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項の改正規定は、平成30年7月1日から施行する。